

## 保険診療外の診療に関する料金について

健康保険以外での診療を受けられる方で、窓口支払いをされる場合、下記の計算での請求になります。

労災	診療報酬点数 × 12円
自賠責	診療報酬点数 × 12円

令和1年10月1日